

10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

〔排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の届出〕（第12条第3項）

法の趣旨	<p>廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。</p>
届出の必要な行為	<p>保管場所の面積が300㎡以上の場所で、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を保管する場合</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※建設工事（廃棄物処理法第21条の3） 土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）</p> </div>
届出先	<p>地方振興局長（県北、県中、県南、会津、南会津、相双）</p>
保管基準	<p>廃棄物処理法第12条第1項</p>
担当機関	<p>本庁 生活環境部 産業廃棄物課 出先 地方振興局 県民環境部（県民）環境課</p>
<p>手続フロー チャート</p>	<pre> graph TD A[保管予定者] --> B[届出書] B -- 提出 --> C[知事] </pre>
備考	<p>中核市（福島市、郡山市、いわき市）については、各中核市の長に届出することとなります。</p>